



# 長野県報

8月15日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2293号

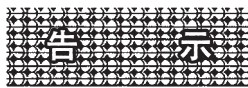
## 目次

### 告示

|                                                |   |
|------------------------------------------------|---|
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....   | 1 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)及び売りさばき場所の変更の届出(会計課) ..... | 2 |

### 公告

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 消防法に基づく消防設備士講習の実施(消防課) .....           | 2 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) ..... | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....  | 4 |
| 新規土地改良事業の施行認可(農地整備課) .....             | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了(6件)(建築指導課) .....         | 4 |



## 告示

### 長野県告示第575号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第576号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第577号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
売木村(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第578号

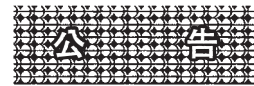
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成23年8月1日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

Table with 4 columns: Status (新/旧), Seller Name, Address, and Sales Location. It lists the change of sales location for Kana and Integriant.

会計課



公告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成23年 8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習の日時及び場所
次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時までとします。

Table with 5 columns: Date, Fire Equipment, Evacuation/Extinguisher, Alarm Equipment, and Category. It lists training dates from Oct 18 to Oct 28 at various locations like Nagano City and Matsumoto City.

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

- 2 講習対象者
講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

Table with 2 columns: Training Division and Types of Fire Equipment Personnel. It maps categories like Fire Equipment, Alarm, etc., to specific personnel types.